

地域内フィーダー系統に係る地域公共交通確保維持事業の詳細

市町村名： 小国町

○地域内フィーダー系統確保維持費国庫補助金に関する事項

(地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱第17条第2項第1号～第4号関係)

1. 地域公共交通確保維持事業の内容及び実施主体に関する詳細

○山形県地域公共交通計画<施策・事業3-2-1>地域内交通ネットワークと位置づけられた交通サービスについて、町内関係者の意見を踏まえた改善や見直しの検討等を定期的に行う。

- ・小国町地域公共交通会議おける、町内交通ネットワークの課題に関する年2回程度の定期的な協議・検証、及び、系統・便数・運行ダイヤ等の見直し・改善（小国町）

○山形県地域公共交通計画<施策・事業1-1-1><1-2-1>によって整備・運用されている山形県地域公共交通情報共有基盤（やまがた公共交通オープンデータプラットフォーム）へ、GTFS-JP等のデータを適時適切に提供する。

- ・GTFS-JPの作成・提供（小国町）

○山形県地域公共交通計画の<施策・事業3-1-1>に基づき、特に本事業の対象路線・サービスが接続する地域間交通ネットワークの維持・強化を図る。（小国町）

- ・地域公共交通計画の<施策・事業2-1-1>によって導入される交通系ICカードについて、町民や来訪者への普及啓発（小国町）
- ・本事業対象路線・サービスに対して交通系ICカードの導入の検討（小国町）

○その他、公共交通サービスの利用促進や改善のための事業を実施する。

2. 運行システムの概要及び運送予定者

地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱「表1」を作成し添付

3. 運行システムの利用者の数、収支、費用に係る国又は地方公共団体の支出の額その他の定量的な目標・効果及びその評価手法・測定方法

○山形県地域公共交通計画 大目標 数値目標2の小国町相当分の達成

- ・県全体目標値（目標年度：R7）
RESASの移動実態数値（本県への来訪者数等）：県外60,000人、県内70,000人
- ・小国町の目標値（目標年度：R7）

県外550人、県内850人

※RESASにおける当町内令和元年度の14時時点の滞在人口、6月の平日・休日、12月の平日・休日の平均値（対象：15歳以上80歳未満）の維持を目標とする。

○山形県地域公共交通計画 中目標（3）数値目標3の小国町相当分の達成

- ・県全体目標値（目標年度：R7）
市町村総合交付金対象路線・サービス（本計画対象系統を含む地域内交通ネットワーク全体）の人口あたりの乗車人員：2.50回/人
- ・小国町の目標値（目標年度：R7）

3.70回/人（直近年度の実績 28,379人）

※R1年度の実績 3.69人の維持を目標とする。

○山形県地域公共交通計画 中目標（3）数値目標4の小国町相当分の達成

・県全体目標値（目標年度：R7）

地域鉄道	：7,203万6千円（直近年度の実績5,602万8千円）
路線バス	：4億6,000万円（直近年度の実績4億7,553万4千円）
コミュニティバス	：4億4,000万円（直近年度の実績5億3,331万4千円）
デマンド交通	：1億5,000万円（直近年度の実績2億4,033万9千円）
タクシー	：1億円（直近年度の実績3,000千円）

・小国町目標値（目標年度：R7）

デマンド交通：2,800,000円（直近年度の実績 デマンド交通1,860,000円）

※ R1年度の実績2,904,000円と同等の負担額を目標とする。

○上記目標を達成するための細目標の達成（年次目標）

- 1 金目線（国庫補助対象路線）の年間利用者数：230人以上（直近年度の実績208人）
- 2 足中線（国庫補助対象路線）の年間利用者数：150人以上（直近年度の実績185人）
- 3 白沼線（国庫補助対象路線）の年間利用者数：910人以上（直近年度の実績849人）
- 4 東部線（国庫補助対象路線）の年間利用者数：3,100人以上（直近年度の実績685人）

- 1 金目線の収支率：6.0%以上（直近年度の実績7.37%）
- 2 足中線の収支率：9.0%以上（直近年度の実績10.30%）
- 3 白沼線の収支率：20.00%以上（直近年度の実績16.65%）
- 4 東部線の収支率：12.00%以上（直近年度の実績3.58%）

- 1 金目線への小国町負担額 400,000円（直近年度の実績344,000円）
- 2 足中線への小国町負担額 200,000円（直近年度の実績271,000円）
- 3 白沼線への小国町負担額 700,000円（直近年度の実績774,000円）
- 4 東部線への小国町負担額 1,500,000円（直近年度の実績471,000円）

○事業の効果

- ・上記路線を維持することにより、金目線、足中線、白沼線及び東部線の高齢者等の日常生活に必要不可欠な移動手段が確保される。また、幹線・支線のネットワークが連携することで、効率的な運行体系が実現できる。さらには、外出促進・地域活性化にもつながる。

○上記目標・細目標の評価手法・測定方法

- ・上記目標・細目標の年度毎の達成状況について、最新のRESASの数値や運行委託事業者等から提出された利用者数・収支率等の実績を基に、小国町公共交通会議や山形県地域公共交通活性化協議会において評価・検討を行う。

4. 地域公共交通確保維持事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額

地域公共交通確保維持事業によって運行の維持を図る小国町営バス金目線、足中線、白沼線及び東部線について、その運行に係る費用総額5,054,000円のうち、小国町から運行事業者への補助金額については、運行収入及び国庫補助金を運行経費から差し引いた差額分を負担することとしている。

また、小国町営バス金目線、足中線、白沼線及び東部線への上記小国町の補助金額も含めた「別紙（山形県市町村総合交付金申請予定事業一覧）」に記載された交通サービスに対する小国町の負担については、山形県市町村総合交付金交付要綱に基づき、一定額を県が負担する。

○車両減価償却費等国庫補助金に関する事項

(地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱第21条第1号～第4号関係)

5. 車両の取得に係る目的・必要性 【車両減価償却費等国庫補助金を受けようとする場合のみ】
該当なし
6. 車両の取得に係る定量的な目標・効果 【車両減価償却費等国庫補助金を受けようとする場合のみ】
(1) 事業の目標
該当なし
(2) 事業の効果
該当なし
7. 車両の取得計画の概要及び車両の取得を行う事業者 【車両減価償却費等国庫補助金を受けようとする場合のみ】
該当なし
8. 車両の取得に要する費用の総額、負担者とその負担額 【車両減価償却費等国庫補助金を受けようとする場合のみ】
該当なし

○その他申請に関する事項

9. 協議会の開催状況と主な議論
○ 山形県地域公共交通活性化協議会（全体協議会） ＜令和3年度＞
・ 令和3年6月28日（第1回）：国庫補助要綱改正を踏まえた地域公共交通計画の修正についての議論
・ 令和3年8月25日（第2回）：地域公共交通確保維持事業に係る地域公共交通計画認定申請の提出等についての議論
・ 令和4年1月31日（第3回）：令和3年度地域公共交通確保維持事業に関する事業評価についての議論
・ 令和4年3月24日（第4回）：令和4年度地域内フィーダー系統確保維持費国庫補助金の手続き等について
＜令和4年度＞
・ 令和4年6月27日（第1回）：地域公共交通計画の修正等についての議論
○ 山形県地域公共交通活性化協議会（地域別部会） ＜令和3年度＞
山形県地域公共交通活性化協議会地域別部会（置賜）
・ 令和4年2月（書面協議）：地域内フィーダー系統に係る地域公共交通確保維持事業詳細の変更
○ 小国町地域公共交通会議 ＜令和3年度＞
・ 令和3年5月19日 令和3年度第1回小国町地域公共交通会議 主な議題：令和3年7月 小国町営バスダイヤ改正及び利用料金改正について 令和4年度地域内フィーダー系統確保維持費国庫補助金申請について
・ 令和4年1月13日 令和3年度第2回小国町地域公共交通会議（書面会議） 主な議題：令和3年度地域公共交通確保維持改善事業の事業評価について
・ 令和4年2月18日 令和3年度第3回小国町地域公共交通会議（書面会議） 主な議題：令和4年4月 小国町営バスダイヤ改正について

○ 山形県主催の補助要綱改正等の内容説明会

・ 令和3年4月20日：補助要綱の改正とそれに伴う県計画の修正の説明・質疑応答

10. 利用者等の意見の反映状況

山形県地域公共交通活性化協議会及びその地域別部会については、原則すべての資料及び議事が協議会事務局（山形県）により小国町民も含めた県民全てに公開され、議事やその他地域公共交通に関する意見の提供ができる状況にあり、提供された意見については、施策の反映につなげている。

本町では、地域の意見や利用者の要望を取り入れたダイヤ改正を適宜実施しており、令和3年7月には東部線の運行をデマンド型乗合タクシーに変更し、利便性向上と運行の効率化を図った他、小国町営バス全路線の利用料金制度を見直し、わかりやすく利用しやすい運行を実施している。

11. 地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要

地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱「表5」を作成し添付

12. 乗用タクシーの運賃低廉化措置を行う地域の概要

【乗用タクシーの運賃低廉化措置を行う場合のみ】

(1) 過去に乗合旅客の運送を行っていた乗合バス事業等

該当なし

(2) 交通手段の検討状況

該当なし

【本計画に関する担当者・連絡先】

(住所) 山形県西置賜郡小国町大字

小国小坂町2丁目70番地

(所属) 小国町役場 町民税務課

(氏名) 佐藤 甫

(電話) 0238-62-2260

(e-mail) choumin@town.oguni.yamagata.jp

表1 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運送予定者(地域内フィーダー系統)

R5年度

市区町村名	運送予定者名	運行系統名等 (申請番号)	運行系統			系統 キロ程	計画 運行 日数	計画 運行 回数	利便 増進 特例 措置	運送 継続 特例 措置	地域内フィーダー系統の基準適合 (別表7・別表9・別表10)			
			起点	経由地	終点						運行態様の別	基準ハで該 当する要件 (別表7・9)	補助対象地域間幹 線系統等と接続の 確保	基準ホで該 当する要件 (別表7のみ)
小国町	(株)小国タクシー	(1) 金目線	-	舟渡地区、 若山地区、 古田地区、 金目地区	-	往 km 復 km	147日	588回			区域	②(1)	JR米坂線 小国駅と 接続	③
		(2) 足中線	-	足野水地 区、足水中 里地区、樽 口地区	-	往 km 復 km	51日	204回			区域	②(1)	JR米坂線 小国駅と 接続	③
		(3) 白沼線	-	伊佐領地 区、沼沢地 区、白子沢 地区	-	往 km 復 km	149日	596回			区域	②(1)	JR米坂線 小国駅、羽前 松岡駅、伊佐領駅、羽 前沼沢駅と接続	③
		(4) 東部線	-	杉沢地区、 種沢地区、 大滝地区、 叶水地区、 新股地区、 河原角地 区、大石沢 地区	-	往 km 復 km	246日	1,476回			区域	②(1)	JR米坂線 小国駅と 接続	③

(注)

1. 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名等」に運賃低廉化を行う運行サービスの名称を記載すること。
2. 区域運行又は乗用タクシーによる運行の場合は、運行系統の「経由地」に営業区域又は運賃低廉化対象地域を記載することとし、「起点」、「終点」及び「系統キロ程」について記載を要しない。
3. 「系統キロ程」については、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで記載すること。なお、循環系統の場合には、往又は復のどちらかの欄にキロ程を記載し、もう片方の欄に「循環」と記載すること。
4. 「利便増進特例措置」及び「運送継続特例措置」については、利便増進計画又は運送継続計画の認定を受け、地域内フィーダー系統に係る特例措置の適用(別表9又は別表10)を受けて補助対象となる場合のみ「○」を記載す
5. 「運行態様の別」については、路線定期運行、路線不定期運行、区域運行、乗用タクシーによる運行の別を記載すること。
6. 「補助対象地域間幹線系統等と接続の確保」については、地域内フィーダー系統が接続する補助対象地域間幹線系統又は地域間交通ネットワークとどのように接続を確保するかについて記載すること。
7. 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名」「利便増進特例措置」について記載を要しない。
8. 本表に記載する運行予定系統を示した地図及び運行ダイヤを添付すること。乗用タクシーによる運行の場合は、営業区域を示した地図を添付すること。

表1 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運送予定者(地域内フィーダー系統)

R6年度

市区町村名	運送予定者名	運行系統名等 (申請番号)	運行系統			系統 キロ程	計画 運行 日数	計画 運行 回数	利便 増進 特例 措置	運送 継続 特例 措置	地域内フィーダー系統の基準適合 (別表7・別表9・別表10)			
			起点	経由地	終点						運行態様の別	基準ハで該 当する要件 (別表7・9)	補助対象地域間幹 線系統等と接続の 確保	基準ホで該 当する要件 (別表7のみ)
小国町	(株)小国タクシー	(1) 金目線	-	舟渡地区、 若山地区、 古田地区、 金目地区	-	往 km 復 km	143日	572回			区域	②(1)	JR米坂線 小国駅と 接続	③
		(2) 足中線	-	足野水地 区、足水中 里地区、樽 口地区	-	往 km 復 km	51日	204回			区域	②(1)	JR米坂線 小国駅と 接続	③
		(3) 白沼線	-	伊佐領地 区、沼沢地 区、白子沢 地区	-	往 km 復 km	150日	600回			区域	②(1)	JR米坂線 小国駅、羽前 松岡駅、伊佐領駅、羽 前沼沢駅と接続	③
		(4) 東部線	-	杉沢地区、 種沢地区、 大滝地区、 叶水地区、 新股地区、 河原角地 区、大石沢 地区	-	往 km 復 km	244日	1,464回			区域	②(1)	JR米坂線 小国駅と 接続	③

(注)

1. 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名等」に運賃低廉化を行う運行サービスの名称を記載すること。
2. 区域運行又は乗用タクシーによる運行の場合は、運行系統の「経由地」に営業区域又は運賃低廉化対象地域を記載することとし、「起点」、「終点」及び「系統キロ程」について記載を要しない。
3. 「系統キロ程」については、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで記載すること。なお、循環系統の場合には、往又は復のどちらかの欄にキロ程を記載し、もう片方の欄に「循環」と記載すること。
4. 「利便増進特例措置」及び「運送継続特例措置」については、利便増進計画又は運送継続計画の認定を受け、地域内フィーダー系統に係る特例措置の適用(別表9又は別表10)を受けて補助対象となる場合のみ「○」を記載す
5. 「運行態様の別」については、路線定期運行、路線不定期運行、区域運行、乗用タクシーによる運行の別を記載すること。
6. 「補助対象地域間幹線系統等と接続の確保」については、地域内フィーダー系統が接続する補助対象地域間幹線系統又は地域間交通ネットワークとどのように接続を確保するかについて記載すること。
7. 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名」「利便増進特例措置」について記載を要しない。
8. 本表に記載する運行予定系統を示した地図及び運行ダイヤを添付すること。乗用タクシーによる運行の場合は、営業区域を示した地図を添付すること。

表1 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運送予定者(地域内フィーダー系統)

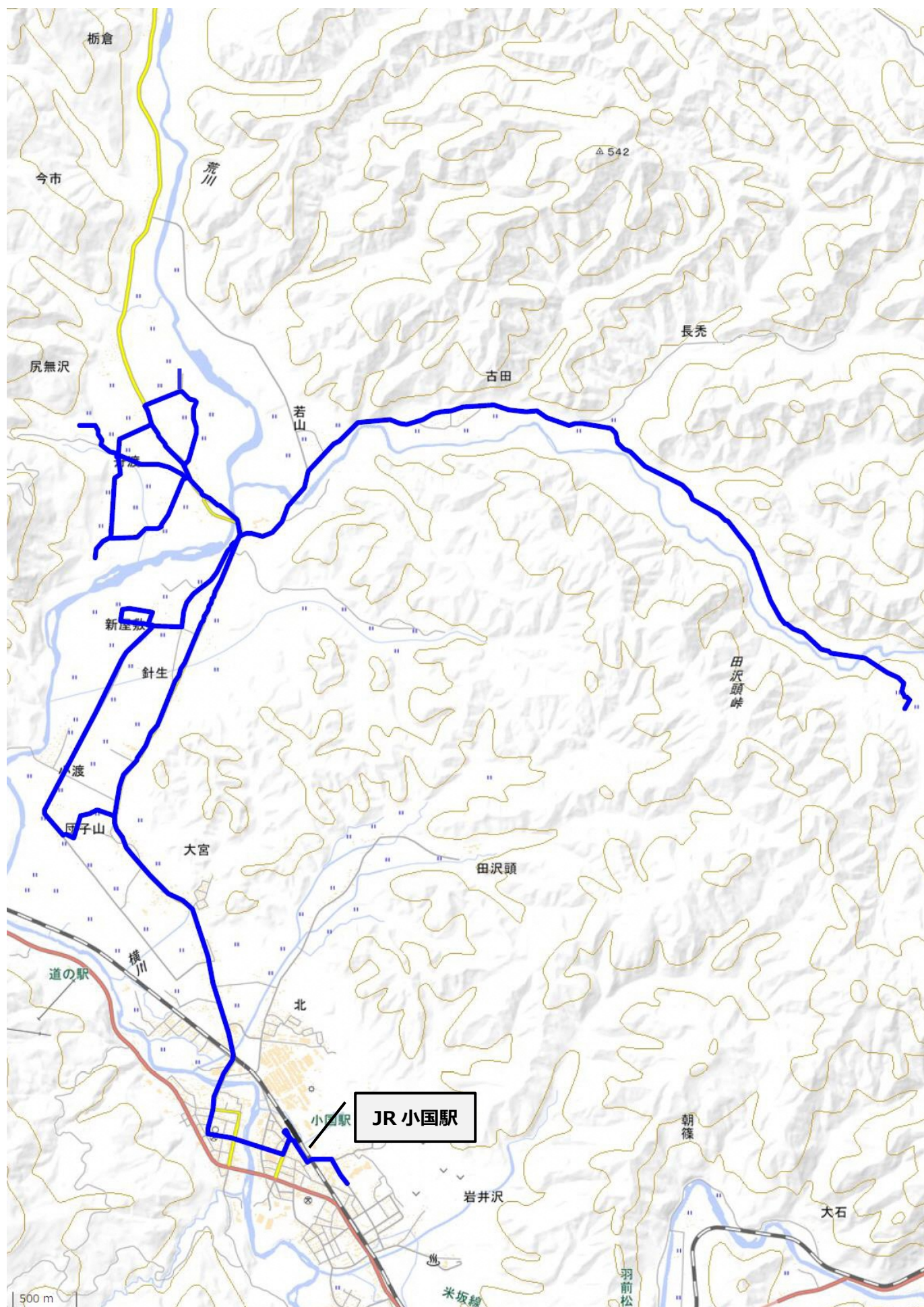
R7年度

市区町村名	運送予定者名	運行系統名等 (申請番号)	運行系統			系統 キロ程	計画 運行 日数	計画 運行 回数	利便 増進 特例 措置	運送 継続 特例 措置	地域内フィーダー系統の基準適合 (別表7・別表9・別表10)			
			起点	経由地	終点						運行態様の別	基準ハで該 当する要件 (別表7・9)	補助対象地域間幹 線系統等と接続の 確保	基準ホで該 当する要件 (別表7のみ)
小国町	(株)小国タクシー	(1) 金目線	-	舟渡地区、 若山地区、 古田地区、 金目地区	-	往 km 復 km	143日	572回			区域	②(1)	JR米坂線 小国駅と 接続	③
		(2) 足中線	-	足野水地 区、足水中 里地区、樽 口地区	-	往 km 復 km	52日	208回			区域	②(1)	JR米坂線 小国駅と 接続	③
		(3) 白沼線	-	伊佐領地 区、沼沢地 区、白子沢 地区	-	往 km 復 km	152日	608回			区域	②(1)	JR米坂線 小国駅、羽前 松岡駅、伊佐領駅、羽 前沼沢駅と接続	③
		(4) 東部線	-	杉沢地区、 種沢地区、 大滝地区、 叶水地区、 新股地区、 河原角地 区、大石沢 地区	-	往 km 復 km	244日	1,464回			区域	②(1)	JR米坂線 小国駅と 接続	③

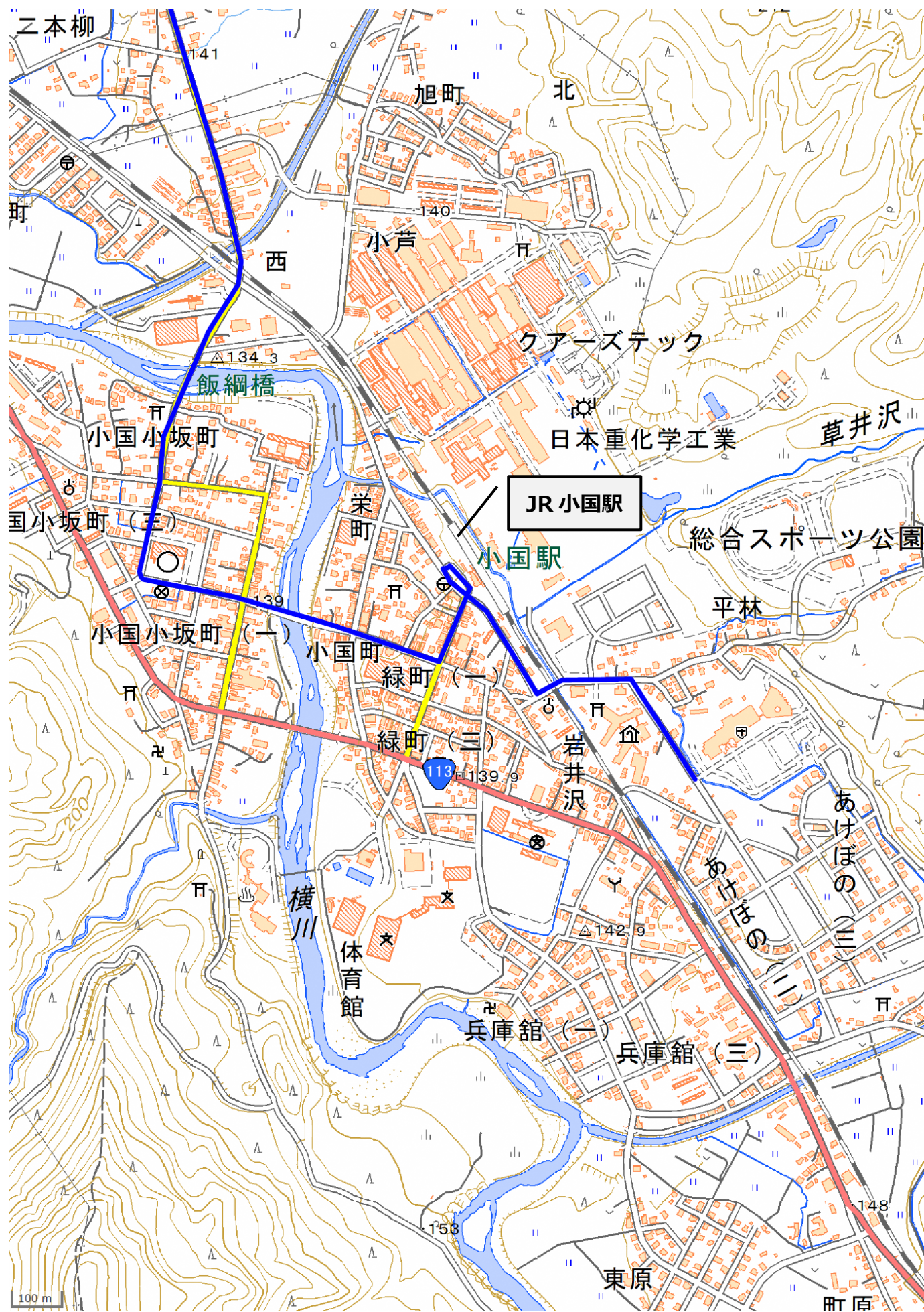
(注)

1. 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名等」に運賃低廉化を行う運行サービスの名称を記載すること。
2. 区域運行又は乗用タクシーによる運行の場合は、運行系統の「経由地」に営業区域又は運賃低廉化対象地域を記載することとし、「起点」、「終点」及び「系統キロ程」について記載を要しない。
3. 「系統キロ程」については、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで記載すること。なお、循環系統の場合には、往又は復のどちらかの欄にキロ程を記載し、もう片方の欄に「循環」と記載すること。
4. 「利便増進特例措置」及び「運送継続特例措置」については、利便増進計画又は運送継続計画の認定を受け、地域内フィーダー系統に係る特例措置の適用(別表9又は別表10)を受けて補助対象となる場合のみ「○」を記載す
5. 「運行態様の別」については、路線定期運行、路線不定期運行、区域運行、乗用タクシーによる運行の別を記載すること。
6. 「補助対象地域間幹線系統等と接続の確保」については、地域内フィーダー系統が接続する補助対象地域間幹線系統又は地域間交通ネットワークとどのように接続を確保するかについて記載すること。
7. 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名」「利便増進特例措置」について記載を要しない。
8. 本表に記載する運行予定系統を示した地図及び運行ダイヤを添付すること。乗用タクシーによる運行の場合は、営業区域を示した地図を添付すること。

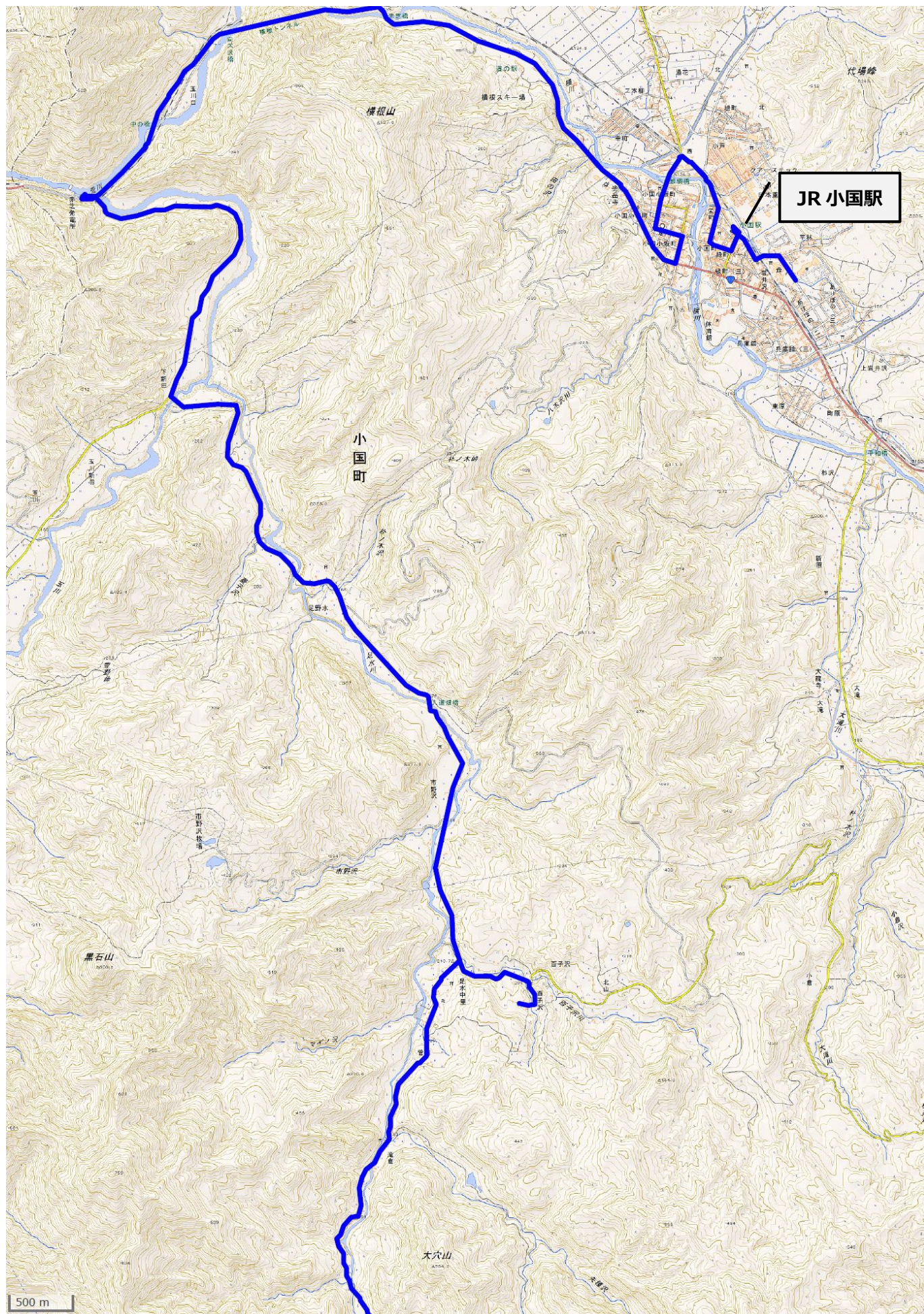
金目線 (全域)



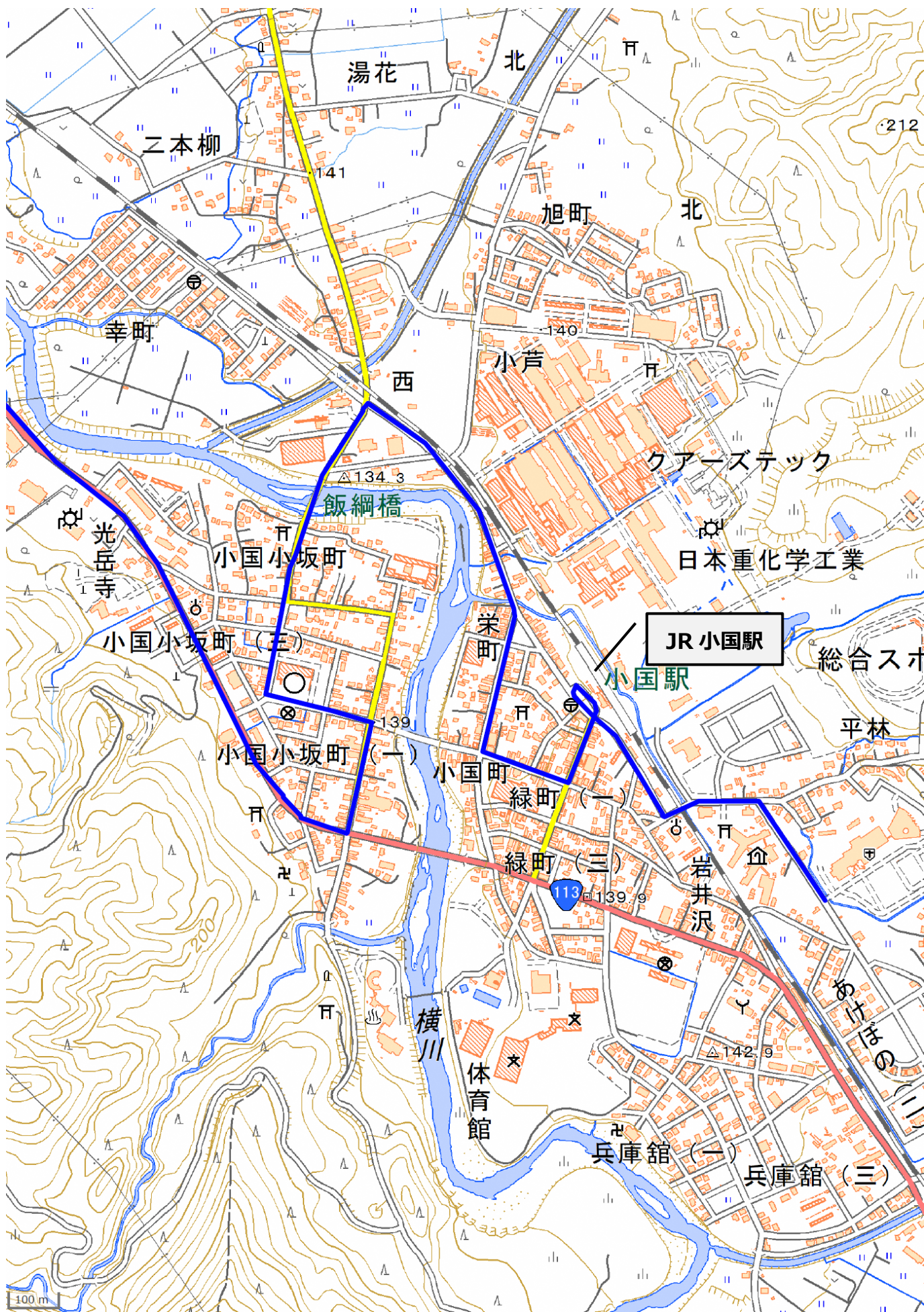
金目線 (町中心部)



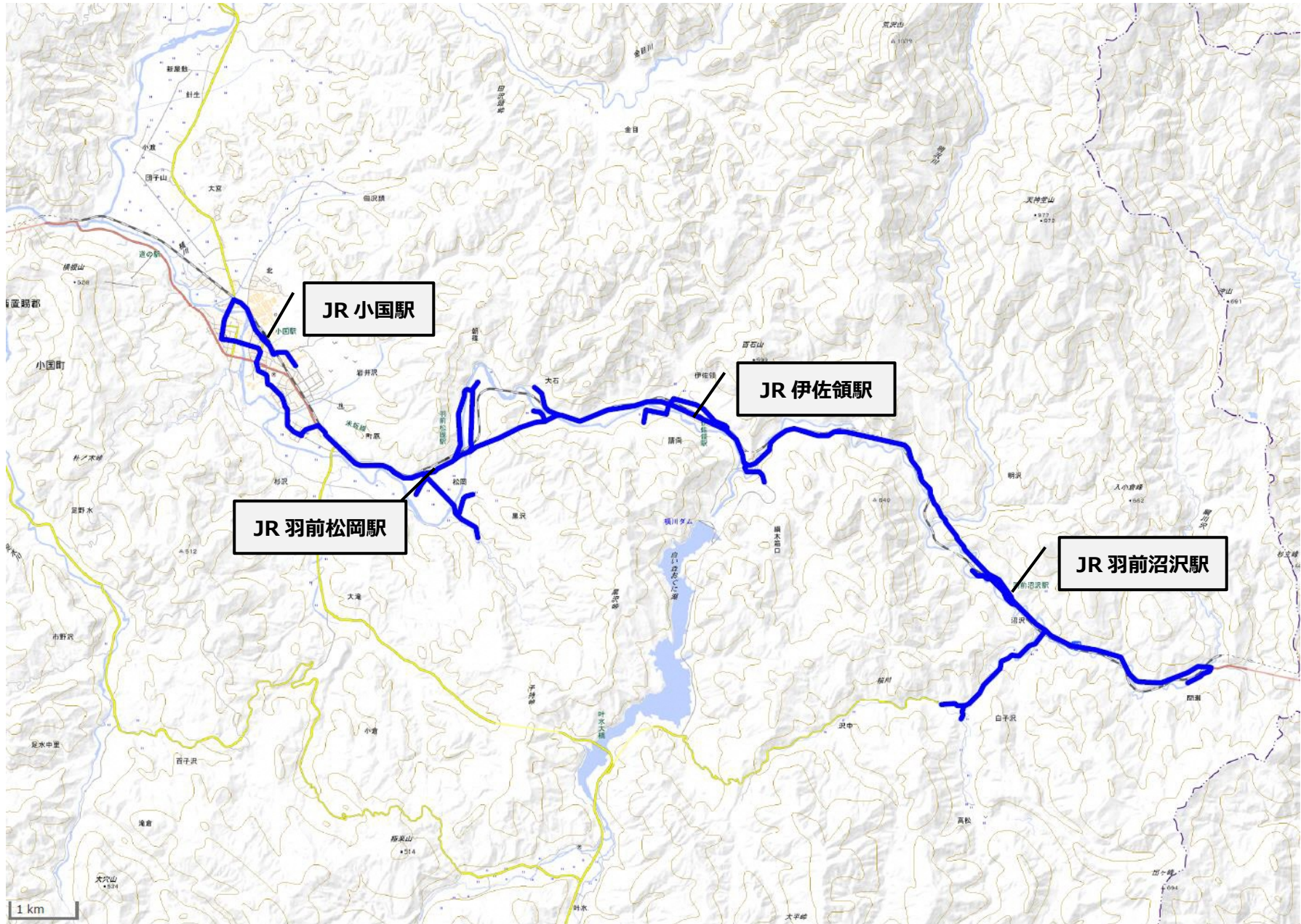
足中線 (全域)



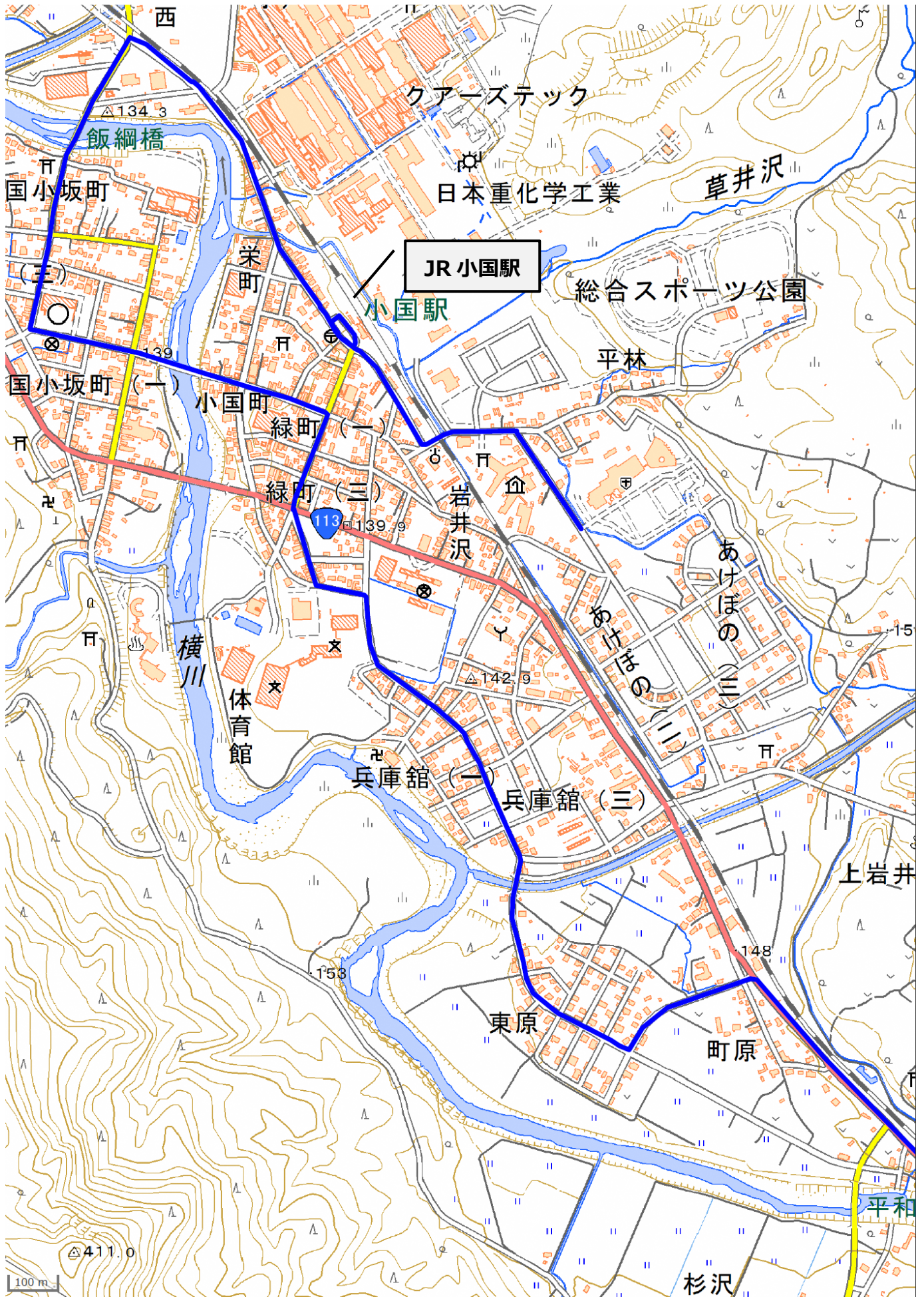
足中線 (中心部)



白沼線 (全域)



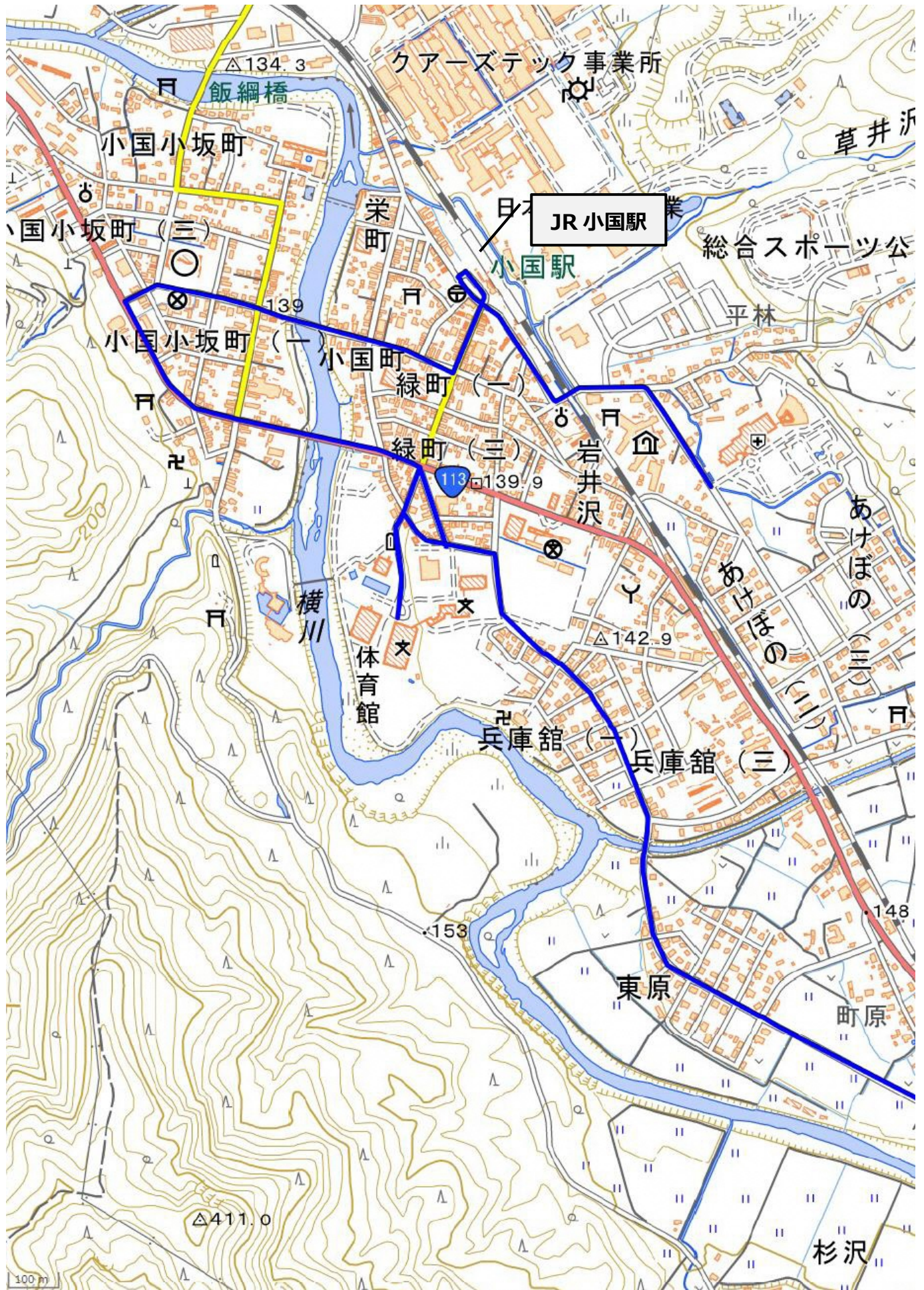
白沼線 (町中心部)



東部線 (全域)



東部線 (町中心部)



★金目線(利用する場合には登録・予約が必要です)

令和4年4月1日 改正

◎ 12月31日～1月3日は全ての便が連休となります。

行 先	金 目 (団子山・舟渡経由)		行 先	病院前 (舟渡・団子山経由)	
記 事	月火金 運転 (祝除く)	月火金 運転 (祝除く)	記 事	月火金 運転 (祝除く)	月火金 運転 (祝除く)
予約時間	前日の 17:00まで	当日の 12:00まで	予約時間	前日の 17:00まで	当日の 12:00まで
病 院 前	8:00	13:10	金 目	8:40	13:50
老福センター前	8:01	13:11	茶 畑	◎途中区間の出発時刻は目安の 時間です。当日の予約状況に よって前後しますので、小国タ クシーにご確認ください。	
小 国 駅	8:02	13:12	門 松		
ア ス モ 前	8:04	13:14	古 田		
役 場 前	8:05	13:15	若 山		
飯 綱 橋	◎途中区間の出発時刻は目安の 時間です。当日の予約状況に よって前後しますので、小国タ クシーにご確認ください。 ◎病院前から小国駅までの区間 と下林から金目までの区間で は、路線内の希望の場所まで運 行します。 ◎小国駅から下林までの区間の 乗降場は、各バス停になりま す。		中 里		
旧 診 療 所 前			上 舟 渡	∩	∩
高 稲 場			蟹 沢		
二 本 柳			舟 渡	8:58頃	14:08頃
横 道			旧沖庭小学校前		
団 地 前	◎金目から下林までの区間と小 国駅から病院前までの区間で は、路線内の希望の場所まで運 行します。 ◎下林から小国駅までの区間の 乗降場は、各バス停になりま す。		針 生	9:03頃	14:13頃
大 宮			新 屋 敷		
下 林			小 渡	9:06頃	14:16頃
団 子 山			団 子 山		
小 渡			下 林		
新 屋 敷	◎金目から下林までの区間と小 国駅から病院前までの区間で は、路線内の希望の場所まで運 行します。 ◎下林から小国駅までの区間の 乗降場は、各バス停になりま す。		大 宮		
針 生			団 地 前		
旧沖庭小学校前			横 道		
舟 渡			二 本 柳	8:18頃	13:28頃
蟹 沢			高 稲 場	∩	∩
上 舟 渡	旧 診 療 所 前				
中 里	飯 綱 橋	8:25頃	13:35頃		
若 山	役 場 前				
古 田	ア ス モ 前				
門 松	小 国 駅				
茶 畑	老福センター前				
金 目	8:35頃	13:45頃	病 院 前	9:15頃	14:25頃

◎到着時刻は、当日の予約状況によって異なります。
 ◎登録は、小国町役場町民税務課（電話：62-2260）で受付しています。
 ◎予約を行う場合は、利用希望便の1時間前（朝の便については前日の17時）まで
 に小国タクシー（電話：62-3223）に電話してください。

★足中線(利用する場合には登録・予約が必要です)

令和4年4月1日 改正

◎ 12月31日～1月3日は全ての便が運休となります。

行先	樽 口		方 面	病院前			
記 事	火曜運転 (祝除く)	火曜運転 (祝除く)	記 事	火曜運転 (祝除く)	火曜運転 (祝除く)		
予約時間	前日の 17:00まで	当日の 13:20まで	予約時間	前日の 17:00まで	当日の 13:20まで		
病 院 前	8:00	14:20	樽 口	8:45	15:05		
老福センター前	8:01	14:21	滝 倉	◎途中区間の出発時刻は目安の時間です。当日の予約状況によって前後しますので、小国タクシーにご確認ください。 ◎樽口から落合までの区間と小国駅から病院前までの区間では、路線内の希望の場所まで運行します。 ◎落合から小国駅までの区間の乗降場は、各バス停になります。			
小 国 駅	8:02	14:22	足 水 中 里				
ア ス モ 前	8:04	14:24	百 子 沢				
滝 の 二 重	8:05	14:25	市 野 沢				
飯 綱 橋	8:06	14:26	足 野 水				
役 場 前	8:07	14:27	下 新 田				
光 岳 寺 前	◎途中区間の出発時刻は目安の時間です。当日の予約状況によって前後しますので、小国タクシーにご確認ください。 ◎病院前から小国駅までの区間と落合から樽口までの区間では、路線内の希望の場所まで運行します。 ◎小国駅から落合までの区間の乗降場は、各バス停になります。		落 合				
片 岩			赤 芝 峡				
赤 芝 峡			片 岩				
落 合			光 岳 寺 前				
下 新 田			役 場 前				
足 野 水			飯 綱 橋				
市 野 沢			滝 の 二 重				
百 子 沢			ア ス モ 前				
足 水 中 里			小 国 駅				
滝 倉			老福センター前				
樽 口			8:40頃	15:00頃	病 院 前	9:25頃	15:45頃

◎到着時刻は、当日の予約状況によって異なります。
 ◎登録は、小国町役場町民税務課（電話：62-2260）で受付しています。
 ◎予約を行う場合は、利用希望便の1時間前（朝の便については前日の17時）までに小国タクシー（電話：62-3223）に電話してください。
 ◎火曜日が祝日の場合には、前日の月曜日に振替運転いたします。（振替後の月曜日も祝日であった場合には運休となります。）

★白沼線(利用する場合には登録・予約が必要です)

令和4年4月1日 改正

◎ 12月31日～1月3日は全ての便が運休となります。

行 先	白子沢		方 面	病院前	
記 事	水木金運転 (祝除く)	水木金運転 (祝除く)	記 事	水木金運転 (祝除く)	水木金運転 (祝除く)
予約時間	前日の 17:00まで	当日の 12:20まで	予約時間	前日の 17:00まで	当日の 12:20まで
病 院 前	8:15	13:30	白 子 沢	9:00	14:15
老福センター前	8:16	13:31	間 瀬	◎途中区間の出発時刻は 目安の時間です。当日の 予約状況によって前後し ますので、小国タクシー にご確認ください。 ◎白子沢から緑町二まで の区間と小国駅から病院 前までの区間では、路線 内の希望の場所まで運行 します。(国道区間で は、乗降場所を限定する 場合があります。) ◎緑町二から小国駅まで の区間の乗降場は、各バ ス停になります。	
小 国 駅	8:17	13:32	農 協 支 店 前		
滝 の 二 重	8:18	13:33	沼 沢		
飯 綱 橋	8:19	13:34	沼 沢 駅		
役 場 前	8:20	13:35	沼沢パーキング		
ア ス モ 前	8:21	13:36	箱 の 口		
緑 町 二	◎途中区間の出発時刻は 目安の時間です。当日の 予約状況によって前後し ますので、小国タクシー にご確認ください。 ◎病院前から小国駅まで の区間と緑町二から白子 沢までの区間では、路線 内の希望の場所まで運行 します。(国道区間で は、乗降場所を限定する 場合があります。) ◎小国駅から緑町二まで の区間の乗降場は、各バ ス停になります。		伊 佐 領		
中 学 校 前			小 川 橋		
兵 庫 舘			蝶 池		
東 原			大 石		
町 原			朝 篠		
黒 沢 口			松 岡		
芹 出			芹 出		
黒 沢			黒 沢		
松 岡			黒 沢 口		
朝 篠			町 原		
大 石		東 原			
蝶 池		兵 庫 舘			
小 川 橋		中 学 校 前			
伊 佐 領		緑 町 二			
箱 の 口		ア ス モ 前			
沼沢パーキング		役 場 前			
沼 沢 駅		飯 綱 橋			
沼 沢		滝 の 二 重			
農 協 支 店 前		小 国 駅			
間 瀬		老福センター前			
白 子 沢	8:55頃	14:10頃	病 院 前	9:40頃	14:55頃

◎到着時刻は、当日の予約状況によって異なります。
 ◎登録は、小国町役場町民税務課（電話：62-2260）で受付しています。
 ◎予約を行う場合は、利用希望便の1時間前（朝の便については前日の17時）
 までに小国タクシー（電話：62-3223）に電話してください。

★東部線(利用する場合には登録・予約が必要です)

令和4年4月1日 改正

◎ 12月31日～1月3日は全ての便が運休となります。

行 先	上大石沢（河原角経由）			方 面	病院前（河原角経由）			
記 事	平日運転 (土・日・祝日 は運休)	平日運転 (土・日・祝日 は運休)	平日運転 (土・日・祝日 は運休)	記 事	平日運転 (土・日・祝日 は運休)	平日運転 (土・日・祝日 は運休)	平日運転 (土・日・祝日 は運休)	
予約時間	前日の 17:00まで	当日の 10:50まで	当日の 15:20まで	予約時間	前日の 17:00まで	当日の 10:50まで	当日の 15:20まで	
病 院 前	6:45	11:50	16:20	上 大 石 沢	7:25	12:30	17:10	
老福センター前	6:46	11:51	16:21	大 石 沢	◎途中区間の出発時刻は目安の時間です。 当日の予約状況によって前後しますので、 小国タクシーにご確認ください。			
小 国 駅	6:47	11:52	16:22	二 渡 戸				
ア ス モ 前	6:48	11:53	16:23	河 原 角	◎上大石沢から小学校前までの区間と小国 駅から病院前の区間では、路線内の希望の 場所まで運行します。			
役 場 前	6:50	11:55	16:25	新 股				
小 学 校 前	-	-	16:30	土 尾	7:40頃	12:43頃	17:23頃	
緑 町 二	6:52頃	11:57頃	-	学 園 前	◎緑町二から小国駅までの区間の乗降 場は各バス停 になります。			
中 学 校 前			16:31頃	下 叶 水				
兵 庫 館	6:53頃	11:58頃	16:32頃	子 持 峠	7:47頃	12:50頃	17:30頃	
東 原	6:55頃	12:00頃	16:34頃	上 大 滝	7:48頃			
平 和 橋	6:57頃	12:02頃	16:38頃	下 大 滝	7:49頃	12:53頃	17:33頃	
杉 沢				新 原	7:52頃			
種 沢	7:00頃	12:05頃	16:42頃	種 沢	7:55頃	12:55頃	17:35頃	
新 原				杉 沢	7:56頃			
下 大 滝	7:07頃	12:12頃	16:50頃	東 原	7:57頃	12:57頃	17:37頃	
上 大 滝				兵 庫 館	7:58頃			
子 持 峠	◎途中区間の出発時刻は目安の時間です。 当日の予約状況によって前後しま すので、小国タクシーにご確認くだ さい。			中 学 校 前	7:59頃	12:58頃	17:38頃	
下 叶 水				学 園 前	-			
学 園 前	◎病院前から小国駅までの区間と小学 校前から上大石沢の区間では、路線内 の希望の場所まで運行します。	7:07頃	12:12頃	16:50頃	小 学 校 前	8:00頃	-	-
土 尾					新 股	◎小国駅から緑町二の区間の乗降場は 各バス停になります。	役 場 前	8:05頃
新 股	河 原 角	ア ス モ 前						
河 原 角	7:20頃	12:25頃	17:05頃	二 渡 戸	小 国 駅	8:10頃	13:05頃	17:45頃
二 渡 戸				大 石 沢	老福センター前			
大 石 沢	上 大 石 沢	病 院 前						

◎到着時刻は、当日の予約状況によって異なります。
◎登録は、小国町役場町民税務課（電話：62-2260）で受付しています。
◎予約を行う場合は、利用希望便の1時間前（朝の便については前日の17時）までに
小国タクシー（電話：62-3223）に電話してください。

小国町管内図

(人口集中地区以外の地区及び交通不便地区については小国町全域)



各運行系統の営業区域

1 金目線

山形県西置賜郡小国町大字あけぼの1丁目、岩井沢、緑町1丁目、緑町2丁目、緑町3丁目、緑町4丁目、緑町5丁目、小国町、栄町、小国小坂町、小国小坂町1丁目、小国小坂町2丁目、小国小坂町3丁目、西、北、湯花、増岡、大宮、小渡、針生、舟渡、網代瀬、若山、古田、金目

2 足中線

山形県西置賜郡小国町大字あけぼの1丁目、あけぼの3丁目、岩井沢、小国町、栄町、小国小坂町、小国小坂町1丁目、小国小坂町2丁目、小国小坂町3丁目、西、緑町1丁目、玉川、足野水、市野沢、足水中里、百子沢、菅沼、滝倉、樽口

3 白沼線

山形県西置賜郡小国町大字あけぼの1丁目、あけぼの2丁目、あけぼの3丁目、岩井沢、小国町、栄町、小国小坂町、小国小坂町1丁目、小国小坂町2丁目、小国小坂町3丁目、兵庫館1丁目、兵庫館2丁目、兵庫館3丁目、西、緑町1丁目、緑町2丁目、緑町3丁目、緑町4丁目、緑町5丁目、東原、町原、黒沢、芹出、松岡、朝篠、伊佐領、綱木箱口、沼沢、白子沢

4 東部線

山形県西置賜郡小国町大字あけぼの1丁目、あけぼの2丁目、あけぼの3丁目、岩井沢、小国町、栄町、小国小坂町、小国小坂町1丁目、小国小坂町2丁目、小国小坂町3丁目、兵庫館1丁目、兵庫館2丁目、兵庫館3丁目、緑町1丁目、緑町2丁目、緑町3丁目、緑町4丁目、緑町5丁目、東原、町原、杉沢、種沢、新原、大滝、叶水、大石沢、新股、河原角

表5 地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要

市区町村名	小国町
-------	-----

(単位:人)

	人口
人口集中地区以外	7,107
交通不便地域等	7,107

交通不便地域等の内訳

人口	対象地区	根拠法
7,107	小国町全域	過疎地域自立特別措置法 第2条第1項

地域公共交通利便増進計画の策定年月日及び算定式適用開始年度

計画名	策定年月日	算定式適用開始年度

(1)記載要領

1. 人口は最新の国勢調査結果を基に記載すること。ただし、地方運輸局長等が指定する交通不便地域の場合は、申請する年度の前年度の3月末現在の住民基本台帳を基に記載すること。
2. 「人口集中地区以外」の欄は、国勢調査結果により設定された人口集中地区に該当しない地区の人口を記載すること。
3. 「交通不便地域等」の欄は、地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱(以下、「交付要綱」という。)の別表7(ハ②(1))に記載のある過疎地域の人口、交付要綱別表7(ハ②(2))(実施要領の2.(1)⑪))に基づき地方運輸局長等が指定する交通不便地域の人口及び交付要綱別表7リに基づき地方運輸局長等が認める地域の合計(重複する場合を除く)を記載すること。
4. 「対象地区」の欄には、当該市町村の一部が交付要綱別表7(ハ②(1))に掲げる法律(根拠法)に基づき地域指定されている場合に、根拠法ごとに当該区域の旧市町村名等を記載すること。また、地方運輸局長等が指定する交通不便地域等が存在する場合には、該当する区域名を記載すること。
5. 「根拠法」の欄は、交通不便地域を地方運輸局長等が指定した場合は、「局長指定」と記載すること。また、乗用タクシー以外での輸送が著しく困難であるものとして地方運輸局長等が認めた場合は、「局長指定(乗用)」と記載すること。

(2)添付書類

1. 「人口集中地区以外の地区」及び「交通不便地域等」の区分が分かる地図を添付すること。(ただし、全域が交通不便地域等となる場合には省略可)